

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.7 後期高齢者医療制度のよくある質問Q & A

Q1. 保険証を紛失したのですが、再交付は受けられますか？

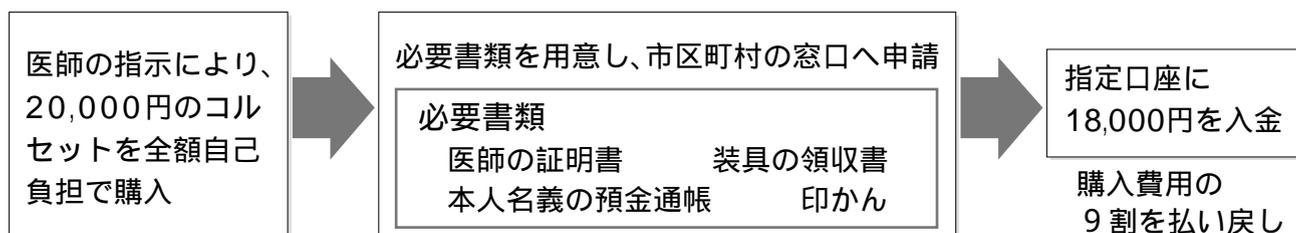
回答：保険証を紛失・破損した場合には、役場住民福祉課住民福祉班で再交付を受けることができます。再交付を受ける際には、印かん・窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証など）が必要となります。

Q2. コルセットなどの治療用装具の購入費は、保険の対象になりますか？

回答：治療上必要のあるコルセットなどを作ったときにかかった費用は、申請によって払い戻しが受けられます。

申請の際は、医師の証明書・装具の領収書・本人名義の預金通帳・印かんを持って役場住民福祉課住民福祉班に申請します。後から、かかった費用の9割（現役並み所得者は7割）が払い戻されます。

例 1割負担の方が、20,000円のコルセットを購入した場合



Q3. 先月かかった医療費が高額になったのですが、払い戻しは受けられますか？

回答：1か月（同じ月内）に医療機関に支払った医療費の自己負担額が、定められた限度額を超えた場合には、高額療養費が支給されます。

高額療養費が支給される方には、診療月の約3か月後に広域連合から支給申請案内（初回のみ）が送付されますので、申請書に必要事項を記入し、住民福祉課住民福祉班の窓口へ提出すると、申請した金融機関の口座に入金されます。



広域連合から支給対象となる方に、申請手続きのご案内を郵送いたします。

申請書を市区町村の窓口へ提出します。

申請手続きをいただいた後、申請をいただいた金融機関の窓口へ振り込みいたします。

❗ 2回目以降の申請手続きは不要です。
(初回に申請をいただいた口座へ振り込みいたします)



「新潟県おもしろ駐車制度」 平成24年1月15日（日）からスタート



【新潟県おもしろ駐車制度とは】

健常者がショッピングセンター等の障害者等用駐車スペースに堂々と停めるなどの不適正な駐車に対し、身体障害者等（身体に障がいがある方、高齢者、妊産婦の方等）歩行が困難な方に県が利用証を交付し、利用時にはそれを車内に掲げることにより、適正に利用いただくための制度です。

【駐車可能な駐車場】

ショッピングセンターなどの施設管理者の協力により、出入り口に近い場所に設置され、案内表示看板が立っています。

利用証



利用証はルームミラーなどにかかけ、外から見えるように掲示します



交付対象者

下記基準に該当する方で、なおかつ歩行が困難または歩行に配慮が必要な方

区分	交付基準		
1 身体障害者	視覚障害	身体障害者手帳が4級以上の方	
	平衡機能障害	身体障害者手帳が5級以上の方	
	肢体不自由	上肢	身体障害者手帳が2級以上の方
		下肢	身体障害者手帳が6級以上の方
	体幹	身体障害者手帳が5級以上の方	
	脳原性	上肢機能	身体障害者手帳が2級以上の方
移動機能		身体障害者手帳が6級以上の方	
その他内部機能障害等	身体障害者手帳が4級以上の方		
2 知的障害者	療育手帳所持者		
3 精神障害者	精神保健福祉手帳の障害の等級が2級以上の方		
4 発達障害のある者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた方		
5 難病患者	特定疾患医療受給者		
6 高齢者	介護保険の要介護状態区分が要支援1以上の方		
7 妊産婦	母子手帳取得者で産後1年半までの方		
8 その他けが人又は病気等の者	その他歩行が困難であることが診断書等により確認できる方		

申請方法

- ◆県障害福祉課ホームページからダウンロードできます。
また、下記の申請書配布窓口で申請書様式や専用封筒等を配布します。
（なお、平成24年3月31日までに申請される場合は専用封筒を使用できますので、郵送料はかかりません）
- ◆申請書を県福祉保健部障害福祉課へ直接郵送してください。
- ◆申請書が県に届いてから約2週間で、利用証を自宅に郵送します。

送付・問い合わせ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
新潟県福祉保健部障害福祉課計画推進係
（福祉まちづくり担当）
電話：025-280-5211
E-mail:ngt040260@pref.niigata.lg.jp

【申請書配布窓口】

関川村住民福祉課
村上地域振興局健康福祉部企画調整課